

児童虐待防止法では、 次の行為などが児童虐待に あたると定めています。

身体的虐待

殴る、蹴るなど
(叩かれたり、蹴られたり、
部屋に閉じ込め
られたりする)

性的虐待

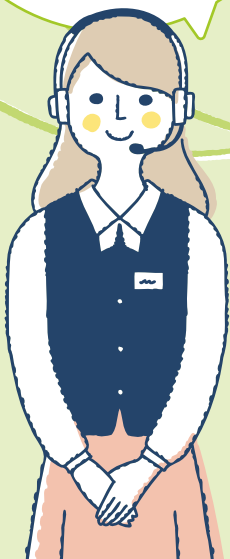
子どもに性的行為を行う、
性器をみせるなど
(体の触られたくない
ところを触られる)

ネグレクト

食事を与えない、
衣服を不潔なままにするなどの
養育の怠慢・放棄
(ご飯を出してもらえない、
病気になっても病院に
連れて行ってもらえない)

心理的虐待

暴言や拒絶的な対応、
子どもの前で
暴力をふるうなど
(無視されたり、「ごみ」
「しね」などとひどいことを
言われる)



日本司法支援センター 法テラスの犯罪被害者支援

このQ&Aは、法テラスに寄せられた質問と、それに対する一般的な
回答の一部を掲載しています。
もっと知りたい場合は、お気軽にお問合せください。

法テラスでは

被害者支援を行っている窓口や、
損害の回復や苦痛の軽減のための制度などをご案内します。

速やかに法律相談を行う必要がある場合は、
弁護士を紹介します。

経済的に余裕のない方は、無料で弁護士に相談したり、
依頼する費用の援助制度が利用できます。



《お問合せ先》

犯罪被害者支援ダイヤル

お問合せ無料 な く こ と な い よ
 **0120-079714**
※IP電話からは、03-6745-5601

(平日) 9:00～21:00

(土曜) 9:00～17:00 (日曜祝日・年末年始休業)

お近くの法テラス

全国の「法テラス」の連絡先はホームページから
ご確認ください。

法テラス 検索



犯罪被害者支援Q&A 児童虐待



法テラスの
犯罪被害者支援
はこちらから



日本司法支援センター
法テラス

法テラスは、国が設立した公的な法人です。

Q1 子ども本人が、困っていることを
弁護士に相談することはできますか？



親から叩かれたり、ひどいことを言われたり、無視されたりすること、先生などから叩かれたりすること、友達からいじめられていることなどについて、住んでいるところの近くで、弁護士に無料で相談することができます。

Q2 一時保護とは何ですか？



親の急病や虐待などにより家庭で暮らすことができなくなった子どもたちを、緊急的に引き受ける措置を一時保護といいます。

児童相談所などに併設されている一時保護所に保護されることが一般的ですが、空きがない場合や子どもの事情によっては、児童養護施設や乳児院、里親などに一時委託します。一時保護は、原則として2か月を超えてはならないとされています。

Q3 幼少期に受けた虐待について、
今から加害者に対して、損害賠償を
請求できますか？



虐待を原因とするうつ病やPTSD(心的外傷後ストレス障害)などを発症した時期から20年を超えていなければ、加害者に対して損害賠償を請求できる可能性があります。

Q4 虐待されている子どもを
発見した場合、どこに通報すれば
よいのですか？



警察

今まさに虐待を受けている、虐待されて逃げた子どもを保護しているといった緊急の場合にご相談ください。

児童相談所又は福祉事務所等

虐待を受けたと思われる児童を発見した場合に、連絡してください。



弁護士

児童自身が児童相談所などとの交渉を望む場合や、虐待している親の親権停止などの法的手続が必要な場合にご相談ください。



Q5 弁護士に相談したり
依頼したいのですが、
費用を支払えるか不安です。

法テラスには、弁護士へ相談したり、費用の援助を受けられる様々な制度があります。



DV等被害者法律相談援助

DV、ストーカー、児童虐待を受けている方を、いち早く弁護士につなぎ、法律相談を実施します。



民事法律扶助

経済的に余裕のない方を対象に、無料法律相談の実施や、弁護士等費用などの立て替えを行います。毎月1万円や5千円ずつ分割でお支払いいただけます。



日弁連委託援助

犯罪被害を受けた方や子どもを対象に、行政・裁判手続などに関する弁護士費用を援助します。

